

|                                                                                                   |               |     |                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-----|-----------------|
| 判決年月日                                                                                             | 平成１７年１月３１日    | 担当部 | 東京高等裁判所 知的財産第１部 |
| 事件番号                                                                                              | 平成１６年（ネ）２７２２号 |     |                 |
| ○ 自らの有する特許権に基づき差止仮処分を得た上で執行した者が、後に、同特許に無効理由が存することが明らかであるとして、本案判決において敗訴した場合に、仮処分執行についての過失があるとされた事例 |               |     |                 |

Yは、自らが有する特許権（本件特許）に基づき、Xによる建築足場装置の貸渡しを差し止める仮処分決定を得た上、これをXに対して執行した。Yは、Xに対し、仮処分の被保全権利を訴訟物として、本案訴訟も提起したが、後に、本案訴訟については、本件特許に無効理由が存することは明らかであるから、本件特許権に基づく差止等の請求は、権利の濫用に当たり許されないとして、Y敗訴の判決が確定した。そこで、Xは、Yに対し、仮処分の執行が不法行為にあたる旨主張して、民法709条に基づき、損害金の支払を求めた。

これに対し、Yは、本件特許権が特許庁において審査の上で登録されたものであるから、無効事由のない有効な権利であると信じて仮処分執行を行ったことに過失はないなどと主張して争った。

原判決は、Yには仮処分執行についての過失があると認め、本判決も、Yの控訴を棄却した。

本判決は、過失の有無の点について、次のように判示した。

特許権は、特許庁の審査を経て成立する権利であるが、対世効を有するため、法は、無効事由が存するときは、その特許を無効にすることについて審判を請求できるとして無効審判制度を設けている。そして、特許権の無効事由には新規性の欠如や進歩性の欠如などがあり、中でも進歩性の判断は微妙な技術的評価を伴う特に困難なものであることから、一旦は特許庁における審査の上で登録された特許権であっても無効審判や審決取消訴訟において無効事由があると判断されることは珍しいことではない。したがって、債権者が特許権に基づく差止請求権を保全するためあえて仮処分を得てこれを執行するについては、特許権が無効審判等で無効とされる可能性について慎重に検討すべきは当然のことであり、このほか当事者の衡平の観点に照らしてみれば、債務者が当該特許権を有効な権利と認めて行動していた事実があることなどから、債権者において当該特許権が無効とされる可能性を無視できる程度と考えるやむを得ない事情があれば格別、当該特許権が特許庁において審査の上で登録されたものであることから、債権者が無効事由のない有効な権利であると信じていたというだけでは、相当な事由があったとすることはできない。

そして、この観点から検討すると、本件の具体的事情からすれば、仮処分執行に当たり、Yにおいて本件特許が無効とされる可能性は無視できる程度と考えるやむを得ない事情があったとは認められない、と判示した。